

# 消費税軽減税率制度・同対策補助金 キャッシュレス消費者還元事業 説明会

本年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の「**軽減税率制度**」が実施されます。

これに伴い、消費税の仕入税額控除の方式として、**区分記載請求書等保存方式**や**適格請求書等保存方式**(いわゆる**インボイス制度**)が導入され、**消費税免税事業者**であっても、販売先から区分記載請求書等の交付を求められることがあります。

本制度は、軽減税率対象品目を取り扱う事業者の方だけでなく、**全ての事業者**の方に関係のある制度ですので、説明会に参加(**無料**)しご準備をお願いします。

下の説明会では、税務署担当官による軽減税率制度の説明のほか、専門講師による**軽減税率対策補助金**や**キャッシュレス消費者還元事業**の説明を行います。

日 時	会 場
6月11日(火) 14:00~16:00	伏見税務署 別館2階 大会議室 (定員30名) 伏見区鑓屋町無番地 京阪墨染駅徒歩4分/近鉄伏見駅徒歩7分 <b>駐車場狭あい</b>
7月24日(水) 14:00~16:00	京都市呉竹文化センター 2階会議室(定員50名) 伏見区京町南7丁目35-1 京阪/近鉄 丹波橋駅 西口前 <b>駐車場なし</b>
7月26日(金) 10:30~12:30	伏見税務署 別館2階 大会議室 (定員30名) ※ 詳細は6/11分をご覧ください。

当初1時間30分の予定で計画していましたが、キャッシュレス消費者還元事業の説明を追加したため、開催時間を30分延長しました。ただし、7/24、26開催分はポイント還元事務局からの講師派遣決定が未了のため、派遣を受けることができなくなった場合、キャッシュレス消費者還元事業については資料配付のみとし、終了時刻を上表の時刻から30分繰り上げることがあります。

**【参加方法】** 下記申込み先まで、電話又はFAX (FAX申込書は裏面)

事前申込がないと、いす等をご用意できない場合や入場をお断りする場合があります。

どなたでもご参加いただけますが、会場の収容人数を超えた場合には受付を終了することがあります。

申込み・ 問合せ先	公益社団法人 <b>伏見納税協会</b> TEL 075 - 641 - 0998 <a href="http://www.nk-net.co.jp/fusimi/">http://www.nk-net.co.jp/fusimi/</a>	この説明会の他の共催者 <b>京都商工会議所</b> <b>伏見税務署</b>
--------------	---	---

伏見納税協会ホームページの「消費税の軽減税率制度」バナーから、全国の説明会開催予定をご覧ください。